

○建設省告示第十四百四十六号

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

一～九 略

十 木質接着成形軸材料（接着剤を用いて単板又はストランドを成形した軸材料をいう。以下同じ。）及び木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木質材料を接着剤を用いて複合した軸材料をいう。以下同じ。）

十一 木質断熱複合パネル（平板状の有機系発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着した材料で、枠組がないものをいう。以下同じ。）

十二 木質接着複合パネル（木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを接着した材料を

いう。以下同じ。）

十三 構造用紙管

第一・第三 略

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格）

(イ)	(イ)	(イ)
第一 第一 号に 掲げ る 建築 材料	第一 第一 号に 掲げ る 建築 材料	一

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(イ)	(イ)	(イ)
第一 第一 号に 掲げ る 建築 材料	一 寸法・形 状の基 準値及 び その許 容差が定 められて ること。	一 次に定 める方 法又は これと同 等以上の 精度を有 する測 定方 法によ り行 う。 イ 外径の 測定は、 最小目 盛○・五 ミリメー トル以 下の ノギスを 用いる こと。 ロ 肉厚の 測定は、 最小目 盛○・〇五 ミリメー トル以 下の ノギス又 はマイ クロメー ータを用 いること。 ハ 直線性は、 構造用紙 管の全長 に対す る最大矢 高の割 合

三、曲げ強度及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。

(単位 グラム)

三、次に定める方法又はこれと同等以上に(2)欄の基準値を測定できる方法によること。

イ 試験体の採取は、(2)欄第二号イによること。

ロ 試験体の養生は、摂氏二十度、相対湿度六十五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。この場合において、温湿度補正が合理的に行える場合については、これと異なる環境下で養生を行うことができること。

ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行つた環境と同一とすること。

ニ 曲げ試験は、次に定めるところにより行うこと。

(1) 支点は試験体の両端部に設け、それぞれ二つのローラーによる面を百二十度正負二度の角度を成すよう組み合わせたプリズム型支持とすること。

(2) 支点間距離は、試験体の外径の十二倍以上とすること。

(3) 載荷点は、試験体の中央部に設け、局部破壊のおそれのある場合にあつてはクロスヘッドの使用その他の有効な防止措置を講ずること。

<p>一 水分率の基準値が定められていない。いふ。</p> <p>二 次に定める方法又はこれと同等以上に水分率を測定できる方法による。</p> <p>イ 試験体の採取は、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 標本は生産、加工、流通及び施工のすべての段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表わすものとなるように収集すること。</p> <p>(2) 同一の標本より採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。</p> <p>ロ 試験体の養生は、温度二十度正負一度、相対湿度六十五パーセント正負五パーセントの環境下で平衡状態になるまで行うこと。</p> <p>ハ 水分率は、次に掲げる式により求めねり。</p>	<p>一 水分率の基準値が定められていない。いふ。</p> <p>二 合として求めるものとし、その測定にあつては、全長の〇・〇〇五パーセント以上の精度を有する方法によること。</p>
$R = \frac{(m_1 - m_2)}{m_1} \times 100$ <p>m<sub>1</sub></p> <p>この式において、R、m<sub>1</sub>及びm<sub>2</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>R 水分率 (単位 パーセント)</p> <p>m<sub>1</sub> 試験体の乾燥前の質量 (単位 グラム)</p> <p>m<sub>2</sub> 試験体を、換気が適切に行え、かつ、百五十℃に設定された乾燥機中において乾燥さ</p>	



二 試験体の長さは当該試験体の外径の二倍以上とすること。

ホ 圧縮試験は、(4欄第四号ホ)の圧縮試験機を用い、試験体の軸を加力方向と一致させた状態で当該試験体を圧縮して行うこと。  
ヘ ホの圧縮試験における加力は、次の(1)又は(2)のいずれかによること。

- (1) クロスヘッドスピードを一分間あたり五十以上六十以下(単位ミリメートル)とする。

- (2) 平均荷重速度を一分間あたり三正負〇・一五(單位一平方ミリメートルにつきニユートン)とする。

ト 縦圧縮強度はの基準値は、各試験体ごとに得られた荷重変形関係が最初に比例関係から外れたときの荷重を当該試験体の断面積で除して得た圧縮強度の、信頼水準七十五パーセントにおける九十五パーセント下側許容限界値として求めること。

チ 縦圧縮弾性係数の基準値は、各試験体ごとに得られた応力とひずみの関係から計算した圧縮弾性係数の平均値として求めること。

イ 試験体の採取は、(2欄第二号)によるほか、次に定め

六 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する材料とする場合は、(4欄第五号)の

力学特性値に対する水分率の調整係数が定められていないこと。

六 次に定める方法又はこれと同等以上に水分率の調整係数を測定できる方法によること。

(1) (1)標本の数は十以上とすること。  
(2) 同一の標本より採取する調整係数用本試験体の数は、十以上とすること。

(3) (2)の本試験体に隣接又は材料特性の差が最も小さくなる位置からサイドマッチング用試験体を抽出すること。

ロ サイドマッチング用試験体は、(3欄第三号ロ)に示す方法で養生を行い、当該環境下では(4欄第五号ロ)から今までに定めるところより各力学特性値を求めること。

ハ 調整係数用本試験体は、次の使用環境条件又は部位に応じて(1)又は(2)のいずれかに定める環境下で養生を行い、当該環境下では(4欄第五号ハ)からチまでに定めるところにより各力学特性値を求めること。

(1) 常時湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度九十五パーセント正負五パーセント

(2) 断続湿潤環境 気温摂氏二十度正負二度、相対湿度八十五パーセント正負五パーセント

二 含水率の調整係数は、調整係数用本試験体ごとに計算した、ハで得られた力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング用試験体についての力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値(一〇を超える場合は一・〇とする。)として求めること

八 ②欄第五号のうち縦圧縮弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていないこと。	八 次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。 試験体の採取は、②欄第六号イによること。 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。
---	---

七 ②欄第五号のうち縦圧縮強度に対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。	七 調整係数は、 <sup>1)</sup> とする。ただし、以下に示す方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法による場合は、当該数値とすることができる。 試験体の採取は、②欄第六号イによること。 試験体の養生は、②欄第三号ロによること。 試験を行う環境は、ロで養生を行った環境と同一とすること。 一 サイドマッチング用試験体について、②欄第五号ニからトまで定めるところにより縦圧縮強度を求めること。 二 サイドマッチング用試験体について、②欄第五号ニからトまで定めるところにより縦圧縮強度を求めること。 ホニの縦圧縮強度に対して三以上の応力レベルを選択し、これを各調整係数用本試験体の両側のサイドマッチング用試験体の縦圧縮強度の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体に与え、破壊荷重継続時間を計測すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。 ヘ 荷重継続時間の調整係数は、ホにより計測した各調整係数用本試験体の応力レベル毎の破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルの関係について回帰直線を求
--	--

	<p>十 接着耐久性に関する強度及び剛性の残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。</p>
	<p>十 次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する各力学特性値の残存率を測定できる方法によること。</p>
	<p>イ 試験体の採取は、(4欄第六号イ)によること。 ロ サイドマッチング用試験体について、(4欄第五号ニからチまでに定めるところにより)(5欄第五号)の各力学特性値を求ること。</p>
	<p>ハ 調整係数用本試験体について、劣化処理を実施すること。</p>
	<p>二 ハの劣化処理後の試験体について、(4欄第五号ニからチまでに定めるところにより)(5欄第五号)の各力学特性値を求ること。</p> <p>ホ ハの劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)までに定める方法とすること。</p> <p>(1) 加熱冷却法 次の(i)から(iv)までの処理を順に実施する方法</p> <p>(i) 摂氏四十九度正負二度の水中に一時間浸漬する</p>

—  
59  
—

<p>九 (2) 欄第五号の各基準値に 対する事故的水濡れの調整 係数が定められていること。</p>	<p>九 次に定める方法又はこれと同等以上に事故的水濡れの 調整係数を確認できる方法によること。 イ 試験体の採取は、(3) 欄第六号イによること。 ロ 試験体の養生は、(3) 欄第三号ロによること。 ハ 試験を行う環境は、ロで養生を行つた環境と同一と すること。</p>
<p>二 サイドマッシュニング用試験体について、(3) 欄第五号ニ からチまで定めるところにより各力学特性値を求める こと。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均 一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自 然乾燥、熱風その他これらに類する方法で気乾状態ま で乾燥させること。</p> <p>ヘ 木の処理後の調整係数用試験体について、(3) 欄第五 号ニからチまで定めるところにより各力学特性値を求 めること。</p>	

十一 濕潤膨潤度の基準値が定められていること。	十一 次に定める方法又はこれと同等以上に湿潤膨潤度の基準値を測定できる方法によること。	<p>(iii) 時間以上浸漬する。 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で 気乾状態になるまで乾燥する。</p>
		<p>ヘ二の処理後の試験体について、(b)欄第五号ニからチまでに定めるところにより(3)欄第五号の各力学特性値を求めること。</p> <p>ト 各力学特性値の残存率の算出に用いる数値を、調整係数用本試験体ごとに計算した、ニで得られたそれぞれの力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング試験体についての当該力学特性値の平均値に対する比率を更に平均して得た数値として計算すること。</p> <p>チ 各力学特性値の残存率は、ヘで計算した数値について、使用する環境に応じ、それぞれ次の(1)から(3)までの条件を満たすものとすること。</p> <p>(1) 常時湿潤環境 加熱冷却法（繰り返しの回数を六回とする。）による試験で得られた数値</p> <p>(2) 断続湿潤環境 煮沸法（繰り返しの回数を二回とする。）及び減圧加圧法（繰り返しの回数を二回とする。）で得られた数値のうちいずれか小さな数値</p> <p>(3) 乾燥環境 煮沸法及び減圧加圧法で得られた数値のうちいずれか小さな数値</p>

(ii) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中に三時間曝露する。

(iii) 摂氏マイナス十二度正負三度で二十時間曝露する。

(iv) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空气中で三時間曝露する。

(v) 摂氏九十三度正負三度の水蒸気中で三時間曝露する。

(vi) 摂氏九十九度正負二度の乾燥空气中で十八時間曝露する。

(2) 煮沸法 次の(i)から(iv)までの処理を順に実施する方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸漬する。

(ii) 常温水中に一時間以上浸漬する。

(iii) 摂氏七十度正負三度に設定した恒温恒湿機中で気乾状態になるまで乾燥する。

(3) 減圧加圧法 次の(i)から(iv)までの処理を順に実施する方法

(i) 六百三十五ミリメートル水銀柱に減圧した常温水中に五分間以上浸漬する。

(ii) 五・二正負〇・三(単位 一平方センチメートルあたりキログラム重)に加圧した常温水中に一

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第三（検査項目及び検査方法）	
区分 第一 第一十三 号に掲げる 建築材料	建築 材 料 の (イ)
検査項目 (ロ)	検査方法等 (オ)
別表第二(ロ)欄に規定する品質 基準のすべて	一寸法及び形状並びに接着剤の品質は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によつて行う。 二前号に掲げる以外の項目の検査は、構成要素の種類、接着剤の種類、生産方法等の条件が異なる毎に当該生産ロットの総数に応じ、それぞれ次のイからハまでに定める本数について、材料の各力学特性値及び調整係数による強度等の低減を考慮し、別表第一(ロ)欄に掲げる測定方法によつて行う。 イ百未満 ロ五百以上 ハ五百以上 イ及びハ以外 二十 五

持させるのに必要となる措置等の基準が定められていること。
------------------------------

十二 構造用紙管を構成する原紙又は表装紙について、バクテリア、腐朽菌、カビ、紫外線その他の要因により構造耐力上支障のある劣化が生じる恐れがある場合には、各種性能を維持するのに必要となる措置等の基準が定められていること。
十二 構造用紙管を構成する原紙又は表装紙に対する、各種劣化に対する強度及び剛性の低下の基準値を定めること、処理剤含浸（当該処理により強度及び剛性低下を生ずる場合にあつては、その低下の基準値を定めることを含む。）を行うこと、その他の有効な措置について方法を確認すること。
(1) 摂氏二十三度正負一度、相対湿度八十四±二パーセント正負二パーセント (2) 摂氏二十三度正負一度、相対湿度三十三±二パーセント正負二パーセント (3) 摂氏二十三度±一度、相対湿度八十四±二パーセントト又は六十四±二パーセント
イ 試験体の採取は、(ロ)欄第一号イによる。この場合において、試験体は十組以上、寸法は幅十五ミリメートル以上長さ二十ミリメートル以上とする。 ロ 試験体は、気温二十三度正負一度、相対湿度五十パーセント正負二パーセントの環境下で含水状態の調整を行うこと。 ハ 湿潤膨潤度の基準値は、次に掲げる温度及び湿度の条件下に調整した槽内において試験体の重さに応じた荷重を加えた状態で三十分以上存置し、その時の長さの変化に基づいて求めること。 一ト又は六十四±二パーセント